

広島県告示第五百二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、平成二十七年広島県告示第四百三十二号で認可した東広島都市計画下水道事業東広島公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十七年八月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

東広島市

二 都市計画事業の種類及び名称

東広島都市計画下水道事業東広島公共下水道

三 事業施行期間

変更なし

四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

平成二十七年広島県告示第四百三十二号の事業地に東広島市高屋台一丁目、高屋台二丁目を追加する。